公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 業務執行理事会運営規程

制定 平成23年4月22日 (理事会) (平成30年4月1日公益社団法人)

(目的)

第 1 条 当規程は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会(以下「本協会」という。)において、事業の執行にあたって連絡調整及び理事会の議案を調整するため、定款第47条に基づき設置する業務執行理事会に関する事項について規定し、その円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(業務執行理事会の構成及び出席者)

- 第 2 条 業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び執行理事(以下「業務執行理事」という。) をもって組織する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、監事、支部長及び委員会委員長等の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(業務執行理事会の種類)

- 第3条業務執行理事会は、通常業務執行理事会と臨時業務執行理事会とする。
- 2 通常業務執行理事会は、事業年度ごとに9月及び12月の年2回開催する。
- 3 臨時業務執行理事会は、構成する理事1名以上の要請によりその都度開催する。

(招集者)

第 4 条 業務執行理事会は会長が招集する。

(招集通知)

- 第 5 条 業務執行理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各業務執行理事及び出席者に対して通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、業務執行理事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、業務執行理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく業務執行理 事会を開催することができる。

(業務執行理事会の議長)

- 第 6 条 業務執行理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合の業務執行理事会における議長は、出席した業務執行理事のなかから ら互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条業務執行理事会は、業務執行理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(審議事項)

- 第8条業務執行理事会は、次の事項について審議する。
 - (1) 理事会決議事項の執行に関すること
 - (2) 理事会提出議案の作成に関すること
 - (3) その他理事会の議決を要しない業務に関すること

(改 廃)

第 9 条 当規程の改廃は理事会の決議による。

附則

当規程は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会設立の登記の日から施行する。